



2021年6月 No.51

対ミャンマー経済制裁と日本企業の対応¹

弁護士 眞武 慶彦

弁護士 湯浅 諭

1. 緊迫が続くミャンマーの政情と国際社会の反応

今年2月のミャンマー国軍のクーデター²以降、国民の抗議デモと治安部隊の衝突による犠牲者の増加等、ミャンマー国内では緊迫した状況が続いており、そのような状況に対する諸外国の動きも活発になっています。ミャンマーでは、2011年の民政移管後、欧米諸国による経済制裁の解除・緩和を契機に経済活動が急激に活発化し、その様相は「アジア最後のフロンティア」と呼ばれるほどに世界中から注目を浴びてきました。豊富な天然資源と労働力を背景に外国企業も多く進出しており、2020年5月時点では400社以上の日本企業が進出していたといえます³。しかし、上記クーデターを含む政情の悪化によって状況は一変し、クーデター以降には急速に外国企業が撤退するなど、企業の事業活動にも大きな影響が生じています。経済の正常化のためには政治的な混乱の收拾が不可欠であることは言うまでもありませんが、それに向けた各国の姿勢はそれぞれ異なっており、一部の国が発動する経済制裁その他の権力行使や、ミャンマー国軍に対する国際的な非難を背景とした投資家の動向等による影響にも注意が必要です。本稿では、日本企業の事業活動にも影響し得るそれらの最新動向について採り上げます。

2. 各国の経済制裁その他の対応状況

(1) 対応状況の概要

ア 米国

米国は、2021年2月10日付けの大統領令第14014号により、直ちにミャンマー国軍関係者やクーデター関与者等に対する資産凍結や入国制限等の制裁を発動しました。同大統領令によれば、制裁対象となるミャンマー国軍関係者等に重要な支援を行う者も制裁の対象とできるものとされています（二次的制裁）。同大統領令に基づいて2021年5月末日の時点で49の法人及び個人が制裁対象としてSpecially Designated Nationals (SDN) Listに掲載されていますが、この中でも企業活動に対する影響が特に大きいと言われているのが、ミャンマー国軍が保有する企業コングロマリットであるとされる Myanmar Economic Holdings Public Company (MEHL)及び Myanmar Economic Corporation Limited (MEC)がSDNに指定されたことです。これにより、上記2社との取引のほか、それらが直接又は間接に50%以上の持分を保有する法人との取引は広く禁止の対象となりました⁴。また、上記2社は、ミャンマー国防省、内務省と共に米国輸出規制上のEntity Listに掲載されており、それらへの米国からの輸出には原則として許可が必要になるほか、米国原産品の日本からの輸出（再輸出）についても規制の対象となります。

¹ 本ニュースレターの執筆にあたっては、当事務所のミャンマー法弁護士であるウェン・シュエ・イー・トン弁護士の協力を得ております。

² 状況の速報については、NO&T Asian Legal Review No.32 もご参照ください。

³ https://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/basic_01.html

⁴ ただし、2021年6月22日までの間、上記取引や契約関係の解消のために必要となる取引等は例外的に許容されます（General License No.4）。

イ EU・英国・カナダ

EU、英国及びカナダにおいても、ミャンマー国軍関係者やクーデター関与者等に対する資産凍結等の制裁が発動され、その対象は徐々に拡大されてきました。MEHL 及び MEC も制裁対象に追加されており、制裁対象に対する支援等が禁止されています。また、英国法上の輸出規制として、これらの制裁対象に対する軍用品、デュアルユース品、監視・傍受に利用可能な貨物の輸出及び技術の提供が禁止されています（“The Myanmar (Sanctions) Regulations 2021” 22 条、25 条、30 条及び 33 条参照）。

ウ 中国

ミャンマーの最大の貿易相手国は中国ですが、中国政府はミャンマー国軍のクーデターに対して経済制裁や輸出規制等の措置をとっておらず、欧米による経済制裁には否定的な態度をとっています。中国政府は、クーデター後もミャンマーへ経済を開放し続け、新型コロナウイルスワクチンを提供するなど、ミャンマーに対する影響力の維持に努めているとされています⁵。このように、ミャンマーの経済に重大な影響力を有している中国が何らの経済制裁も講じていないことを一因として、ミャンマー国軍は、欧米諸国による制裁によって大きな影響を受けていないと考えられており、このことが、国際社会の中国政府に対する批判につながっています。また、ミャンマー国内でも、クーデターに抗議する民衆の中国政府に対する批判が高まっており、中国資本の工場への襲撃や中国製品の不買運動等が行われています。

エ 日本

2021 年 5 月末日現在、日本政府は、クーデターによってミャンマーの民主化プロセスが損なわれる事態が生じていることに対し、重大な懸念を表明していますが⁶、法律上の根拠がないこともあり経済制裁等の発動には踏み切っておらず、また、現行法における輸出規制上のミャンマーの取扱いも変更されていません。ミャンマーは、外為法上「グループ D」と呼ばれる安全保障における懸念国とは扱われておらず、大量破壊兵器等に係る輸出が制限される取引先となる外国ユーザーリストにもミャンマーの企業等は掲載されていませんので、日本から他の東南アジア諸国に対する輸出の場合と比較しても規制の枠組みに違いはありません。もっとも、日本は、今後もミャンマー国軍の市民への弾圧が継続すれば、これまで毎年数百億円単位で実施してきた政府開発援助（ODA）の全面停止も辞さない旨の方針を示しているほか⁷、外国における人権侵害に対して経済制裁を科すための法整備を検討する動きがあるなど⁸、今後の対応が注目されています。

オ ASEAN 諸国⁹

ASEAN は、2021 年 4 月 24 日にミャンマー情勢を協議するための臨時首脳級会議を開催し、ミャンマー国軍のミン・アウン・フライン司令官に対して、国内での暴力行為を即時停止すること等を求めました。もっとも、同年 5 月末日現在、ミャンマーを除く ASEAN 諸国は、ASEAN 憲章に定められた内政不干渉の原則に基づき、ミャンマー国軍に関する経済制裁等は行っていません。

(2) 日本企業に対するインパクト

上記の欧米諸国の経済制裁等の対象となるのは、原則として、それを実施した国の国籍保有者や当該国の法律を準拠法として設立された法人等であり、輸出規制の対象となるのも、当該国からミャンマーへの輸出等となります。したがって、日本企業としてそれらの規制に留意すべき典型的な場面は、欧米諸国にある子会社や関連会社等からミャンマーに対する輸出を行う場合です。ただし、米国の規制では、上記のとおり二次的制裁や再輸出規制等が存在しており、日本の企業とミャンマーの間の取引であっても政府当局の許可なく実施することができなかつたり、ミャンマー国軍を支援する者として当該日本企業自体が制裁の対象となつたりする可能性が否定できませんので、

⁵ 中国税関総署によれば、ミャンマーの対中輸出は、クーデター後も増加しており、2021 年 3 月の輸出額は約 897 億円で前年同月を 38% 上回っているといえます (<https://www.nna.jp/news/show/2181100>)。

⁶ https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page3_003009.html、https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page6_000537.html

⁷ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA178K50X10C21A5000000/>

⁸ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA215010R20C21A5000000/>

⁹ インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー及びラオス

ミャンマー向けの取引による法令違反リスクについて留意することが必要です。ミャンマーの民主化への道筋が見えない現状では、当面それらの制裁が継続する可能性を見込んだ判断が必要になってきます。

今後ミャンマーの政情が早期に安定するの否かについては、ミャンマー国内の情勢に加え、ミャンマー国軍への対応に関する国際社会の足並みが揃うかどうかによるところも大きいと考えられます。

3. 日本企業の動向等

ミャンマー国軍によるクーデターを受け、一部の日本企業は、工場の操業停止や建設工事の中断等、現地における事業活動の縮小又は停止を余儀なくされています。ミャンマーの外国商工会議所が同国内の外国企業 372 社（日本企業 182 社を含みます。）を対象に行ったアンケート調査によれば、2021 年 4 月時点で、上記日本企業の約 8 割がクーデターを機に同国内の事業活動を 25%以上減少させたとし、そのうち約 1 割は事業活動を停止したとされています¹⁰。これらの対応には、現地における従業員の安全確保等を主眼としたものもありますが、国内外の世論との関係で特に難しい立場に置かれているのは、MEHL・MEC 及びその傘下企業等との取引や関連事業等に関与している企業です。これらの企業は、当該取引等を通じて、ミャンマー国軍による人権侵害を間接的に支援しているなどの非難を受けるリスクに晒されており、ミャンマーでの事業継続には慎重な判断が求められます。実際に、現地企業との提携解消に向けた対応を既に開始している企業もあり、その他の企業についても、今後の対応が目目されています。

また、ミャンマー民主化を支援する NGO の「Justice for Myanmar」は、2021 年 5 月 6 日、ミャンマー国軍やその支配下にある企業等との関係性を有する企業（日本企業 17 社を含みます。）のリストを公表した上、当該企業に対して取引の解消等を要求するだけでなく、当該企業の機関投資家に対して保有株式の売却を求めています¹¹。近年では、企業の人権問題への取組みを格付けした「企業人権ベンチマーク(Corporate Human Rights Benchmark (CHRB))」が投資判断の指標の一つとなるなど、ESG 投資の潮流が広がりつつあることから、特に上記企業に関しては、これらの格付機関や投資家等の動向も注視することが求められます。

4. 今後に向けて

まず、上記のとおり、欧米諸国ではミャンマー国軍に関する経済制裁と輸出規制が行われていますが、これらの規制は複雑かつ広範であり、法解釈や当局とのやり取り等には高い専門性が求められます。したがって、ミャンマーに関連し得る取引を行おうとする企業は、法務部門及び外部専門家との連携を確保した上、規制の適用可能性を慎重に検討することが肝要です。また、この種の規制は頻りに内容が変更される上、執行の傾向も踏まえたリスク判断が求められることから、これらの状況をモニタリングする体制を確保することも重要になります。この点については、当然、日本政府の動向に関しても同様です。日本は、ミャンマー国軍による弾圧に懸念を示しつつ、具体的な経済制裁を行うには至っていませんが、今後、国際世論の更なる高まりを受けて、何らかの制裁措置を講じる可能性は十分に存在します。

これに加え、ミャンマーに進出している日本企業としては、欧米諸国（及びそれらの国の企業）に歩調を合わせてミャンマーから撤退すべきか、それとも規制の対象にならない間は欧米諸国とは異なる距離感での事業継続を模索すべきか、といった難しい判断が求められる局面にあります。この問題に関しては、今後のミャンマー国内の政情の行方や事業撤退による損害等を考慮して検討する必要がありますが、前述のように、非人道的行為に対する国際的非難の高まりと ESG 投資の流れに鑑みれば、ミャンマーにおける事業継続には相応のリスクが伴うことも想定されますので、株主・投資家等の動向も分析しつつ、慎重に判断することが必要になります。

以上

¹⁰ <https://www.amchammyanmar.com/sites/default/files/content-files/2021-05%20-%20Report%20on%20joint%20survey%20April%202021.pdf>

¹¹ <https://www.justiceformyanmar.org/stories/public-companies-financially-supporting-the-illegitimate-myanmar-junta>

[執筆者]

**眞武 慶彦** (弁護士・パートナー)

yoshihiko_matake@noandt.com

2003年東京大学法学部卒業。2004年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2010年Columbia Law School卒業（LL.M）。2010年～2013年当事務所ニューヨーク・オフィス勤務。危機管理、不祥事対応、海外争訟、コンプライアンス体制の構築に関する助言を中心としつつ、データ保護法制、輸出規制、その他各種規制法など幅広い法分野のアドバイスを提供している。カルテル等の国際的な危機管理案件及び紛争案件など、特に北米を中心としたクロスボーダー法務全般について豊富な経験を有している。

**湯浅 諭** (弁護士)

yu_yuasa@noandt.com

2014年東京大学法科大学院修了。2015年弁護士登録（第一東京弁護士会）。2019年公認不正検査士資格を取得。危機管理・企業不祥事対応チームとして、国内外の企業不祥事の調査・原因分析・再発防止策の策定、マスコミ・当局対応、平時におけるガバナンス体制の評価などに携わるほか、輸出規制に関する法的助言、監督官庁との交渉、輸出コンプライアンス体制の評価、法令違反調査等を取り扱う。

【関連セミナーのご案内】

【ライブ配信セミナー】NO&T 危機管理・コンプライアンスセミナー

「外資規制コンプライアンスの基礎知識～経済安全保障にまつわる最新動向を踏まえて～」

■日時： 2021年7月9日（金）15:00～16:00

■会場： オンライン

■概要：

外為法に基づく対内直接投資制度に関する大幅な改正から1年が経過しました。改正法施行前に懸念された海外からの投資活動への悪影響は株高傾向の中で顕在化していないように見受けられる一方、国の安全保障等を損なうおそれのある投資への適切な対応ができていないのかといった懸念も示されているところです。また、外為法以外の法令に基づく外資規制についても、対象となる企業のコンプライアンスや当局による規制のあり方が社会の注目を集めています。貿易摩擦など各国の利害関係の緊張を背景とした経済活動に関する安全保障に対する関心も高まっており、外資規制についてもその一環として捉えることが重要になっています。本セミナーでは、企業の経済活動において安全保障が問題になる場面を俯瞰した上で、外為法に基づく対内直接投資規制及びその他の法令に基づく外資規制の基本的な枠組みを解説するほか、近時の動向を踏まえつつ外資規制に関する留意点をご説明いたします。皆様の参加を心よりお待ちしております。

■お申込み（受講料：無料）：

詳細・お申込み方法につきましては、以下のリンク先をご覧ください。

<https://www.noandt.com/common/seminar/compliance.html>

※ 2021年7月8日（木）12:00までにお申し込みください。

※ 恐縮ながら視聴可能人数に限りがございますので、定員になり次第締め切らせていただきます。

※ リンク先からお申込みフォームにアクセスできない場合、「F5」キーなどでページの更新をお試しください。お試しいたごでもアクセスできない場合は、お手数ながらセミナー事務局<seminar@noandt.com>宛てにご連絡ください。

※ 個人のお客様や同業者の方等のご参加いただけません。何とぞご了承くださいますようお願い申し上げます。

※ マスコミの方につきましては、本セミナーの内容に関する記事を無断で掲載することはご遠慮いただいております。ご希望の場合はセミナー事務局または直接弁護士までご連絡ください。

※ お申込みは一人ずつお願いいたします。複数名で参加される場合、お手数ながら別途ご登録ください。

■視聴方法：お申し込み手続き完了後、開催日前日に、メールにて視聴ページの URL をお送りいたします。

- ・本セミナーはオンラインセミナーツール「ON24」を使ったライブ配信セミナーです。本システムは Internet Explorer に対応しておりませんのでご注意ください。
- ・ご利用ブラウザの Cookie 設定、JavaScript を有効にしてください。
- ・[こちら](#)のシステム要件が満たされているかをご確認ください。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

社内調査ワークショップのご案内

当事務所の危機管理・不祥事対応チームでは、法務・総務担当者の皆様を対象に効果的に社内調査を実施するための基本的なノウハウをお伝えするための、参加型の出張ワークショップを行っています。

役員研修、コンプライアンス研修等のご案内

当事務所の豊富な実務経験を活かした実践的な研修プログラムを各種実施しています。最近の不祥事事件からの教訓や、コーポレートガバナンスコード対応を含む最新の法令動向を踏まえ、各社のニーズに沿った内容とさせていただきます。

ご興味をお持ちの場合や、さらに詳しい情報を知りたい場合は、遠慮なく下記編集者または本メールへのご返信にてお問い合わせください。

[編集者]

埜 尚義 パートナー
takayoshi_tao@noandt.com

塩崎 彰久 パートナー
akihisa_shiozaki@noandt.com

眞武 慶彦 パートナー
yoshihiko_matake@noandt.com

深水 大輔 パートナー
daisuke_fukamizu@noandt.com

辺 誠祐 パートナー
tomohiro_hen@noandt.com

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

企業不祥事・コンプライアンスニュースレターの配信登録を希望される場合には、
<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-compliance@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所から他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませ。お願いいたします。